

2021年度版

子どもたちの 未来へつなぐヒント集

～切れ目のない支援を目指して～



※ 本資料は、ユニバーサルデザインの
フォントを使用しています

福島県教育庁
県北教育事務所

すべての子どものよさや可能性を最大限に引き出すために ～ユニバーサルデザインの視点から～



通常の学級にも学びや学校生活に困難さを感じながら過ごしている子どもたちがいます。どうすればよいでしょうか？

すべての子どもにとって分かりやすいユニバーサルデザインの視点で学級全体を支援し、見通しをもって安心して学び、生活できる環境づくりを行います。その上で、特別な支援が必要な子どもに個別の支援を行います。これらを学校全体で共有し、取り組むことが重要です。



学級全体への支援と個別の支援をバランスよく行い、自己有用感、自己肯定感を育み、すべての子どものよさや可能性を引き出していきましょう！



～ 困難さに対する個別の支援 ～

学びの
困難さには

- Aさんは、授業中に集中が途切れる。
 - 座席の位置を工夫する。（廊下側や窓側は避ける、支援しやすい前列や見本になる友達の近くにするなど）
 - 活動の終わりを具体的に示す。（何分、どこまでなど）

- Bさんは、整理整頓が苦手で、授業準備や課題への取組が遅れる。
 - 何をどこに置くのかを具体的に決めて写真で示す。
 - ケースにしまう、ファイルに綴じるまでを活動にして、学級全体で取り組む。

- Cさんは、板書を書き取るのに時間がかかる。
 - ワークシートを活用して書く内容を精選する。
 - 書き取る時間を保障する。
 - 特別支援教育支援員等がホワイトボードなどに書き写し、それを見ながら書き取る。

高めよう！ 自己有用感！ 自己肯定感！

～ ユニバーサルデザインによる全体への支援 ～



学習環境を整えましょう！

- 黒板や黒板周りにはその授業に関係するもののみ掲示する。
- 板書を構造化する。（チョークの色使いの統一、学習の流れを示すなど）
- 刺激になるものをカーテンや布で覆う。
- 予定を変更する場合は必ず予告する。（変更となった活動はいつ行うのかも伝える）
- 基準が明確で分かりやすい学級ルールをつくる。



分かりやすく伝えましょう！

- 「大事なことを一度だけ言います。」など、子どもの注意を引きつけてから話す。
- 指示は短く、具体的に伝える。
- 重要なことは、板書する。
- 絵や図、文字などを用いて指示内容や順序を可視化し、見通しがもてるようにする。
- 教師の視線、しぐさ、声の大きさやトーンを変化させるなど、子どもへの伝わりやすさを考える。



称賛し、認めましょう！

- 得意なこと、興味・関心があることに注目する。
- よさや得意なことを生かし、人の役に立った、人に喜んでもらった等の経験ができるようにする。
- 頑張りを認め、あたりまえのことを自然に行っている子どもへの称賛を忘れない。
- 子どもや行動に応じた効果的なほめ方を探す。
- ※ 他人への迷惑行為などには、毅然とした態度で接することが大切です。

困難さに対する個別の支援内容については、「学習指導要領解説 自立活動編」などを参考に先生方で検討した上で、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」に盛り込みます。担当する先生方で共有、活用し、進級、進学時には適切に引き継ぐようにしましょう。

2つの計画の様式や作り方は、特別支援教育センターHP掲載の「コーディネートハンドブック」を参考にしてください。 ※QRコードI



小・中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のための
コーディネートハンドブック について



**福島県
 特別支援教育センター**

〒963-8041 福島県郡山市高田町字上ノ台4-1
 TEL 024-952-6497 FAX 024-952-6599
 教育相談専用TEL 024-951-5598



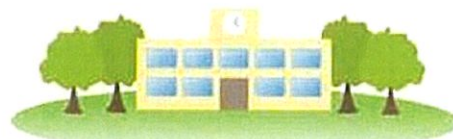
～「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進します～

印刷課

教材 支援部各グループ

コーディネートハンドブック

東経研元通信



コーディネートハンドブック
 メニューバーを
 クリック!

このコーディネートハンドブックは、小学校・中学校・高等学校に関係する皆さん向けの、インクルーシブ教育を推進するために必要な情報を提供するハンドブックです。

各学校の実情に向き合い、「読みやすい」「実施しやすい」をコンセプトに作成しました。タイトルをワンクリックするだけで、必要な情報が手に入り、すぐに活用できるアイデア☆も満載です。



さらに、今後も法令等の改正に伴い、常に最新の内容に改訂を行っていく進行形のハンドブックとして掲載していきます。

目次内容に従い、準備が整いしだい順次ページをアップしていく予定です。ご期待ください。

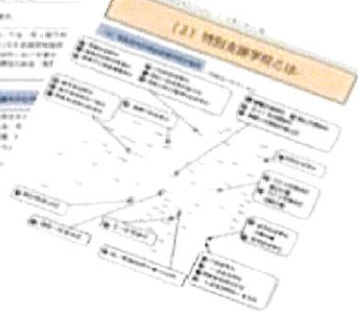
掲載情報

(2) インクルーシブ教育システムとは

本県では、障害のある児童・生徒が、普通学級・普通教室で学ぶ機会を確保し、個性を伸ばすことができるよう、インクルーシブ教育システムを推進しています。

このシステムは、障害のある児童・生徒が、普通学級・普通教室で学ぶ機会を確保し、個性を伸ばすことができるよう、インクルーシブ教育システムを推進しています。

法令・制度等
 必要な情報を
 選んで入手!!



校内の理解啓発
 授業に生かせる情報も満載!

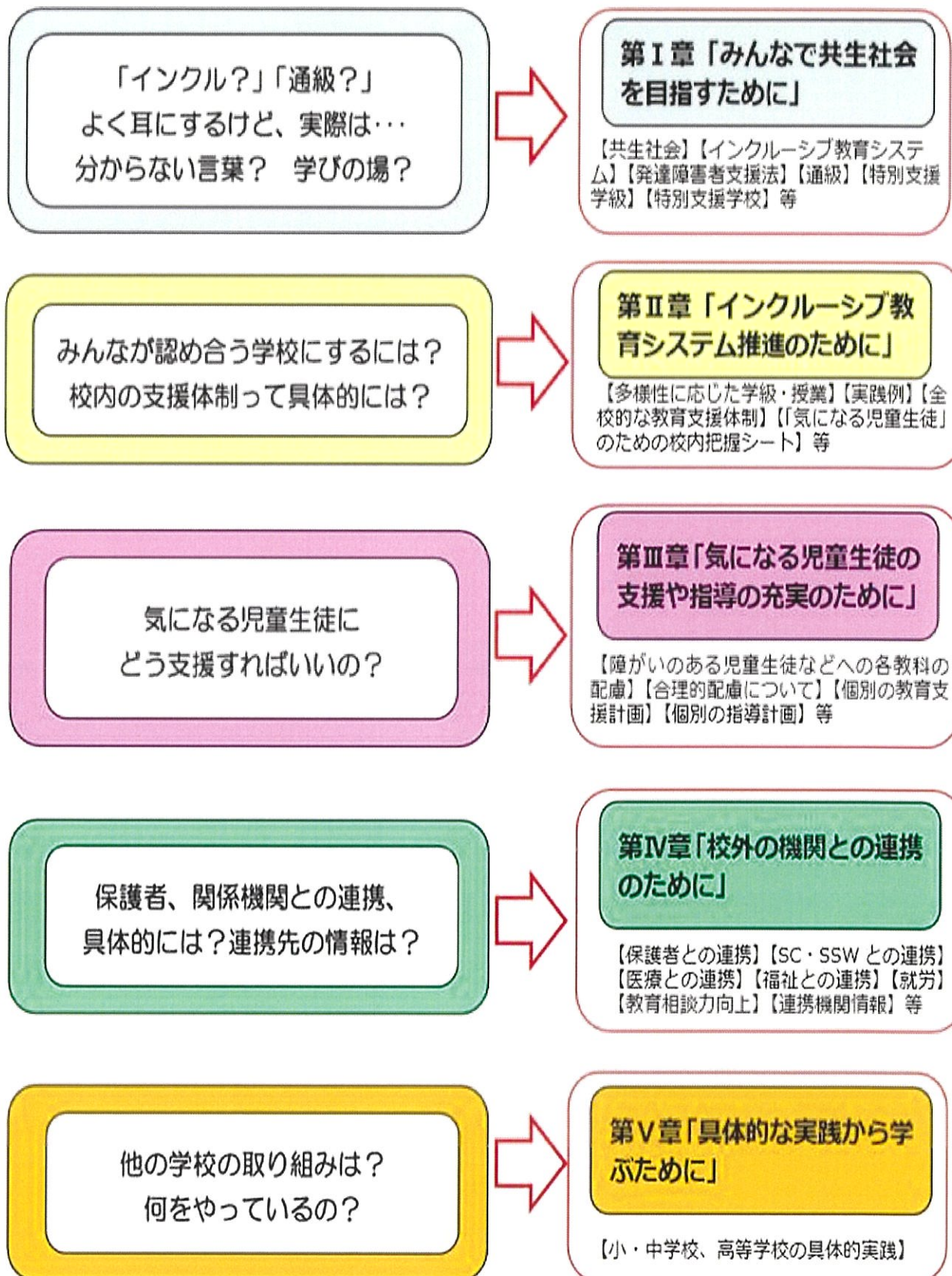
表記について

福島県では、「第2次福島県障がい者計画」において、障がいの「害」という漢字の表記について、「障がい」という表記に改めるとともに、可能なところから見直すこととしており、法令上やむを得ないものなど以外、極力「障がい」という表記を用いています。

なお、法令や報告等の引用は実線で囲み、原文通りの表記で記載しています。

「コーディネートハンドブックの活用に当たって」

知りたいこと！の検索



見え方で心配なことはありませんか？

見えにくさのある子どもには、次のような様子が見られることがあります。

- 本を読んだり字を書いたりするとき、極端に目を近付けて見る
- 顔を傾けたり斜めにしたりして見る
- 人と向かい合うときに視線が合わない
- 不慣れな場所で、物にぶつかったり段差でつまずいたりする
- 明るいところで極端にまぶしがる
- 暗がりで行動がゆっくりになる

生まれてからずっと見えにくい状態が続いていると、自分自身で見えにくさに気付くことができません。そのため本人から見えにくさを訴えることはなく、周りも本人の見えにくさに気付かないことがあります。



見えにくさがある場合、環境を整えたり便利な補助具を活用したりすることで学習のしやすさが向上します。

例えば・・・

- 教材を工夫する ⇒ 文字の大きさやフォントを適切なものに変える
- 教室環境を整える ⇒ 見え方の特性に合わせて照度を調整する
- 指導法を工夫する ⇒ 指示語を使わず具体的な言葉で伝える 等

見えにくさのあるお子さんは一人一人見え方が違います。そこで、まずはお子さんの見え方を把握し、見え方に合わせた配慮を考えることが大切です。また、見えにくさからくる困難さを子どもが自ら解決していけるよう、学年や発達段階に応じて必要な知識・技能を身に付けられるよう指導していくことも大切です。

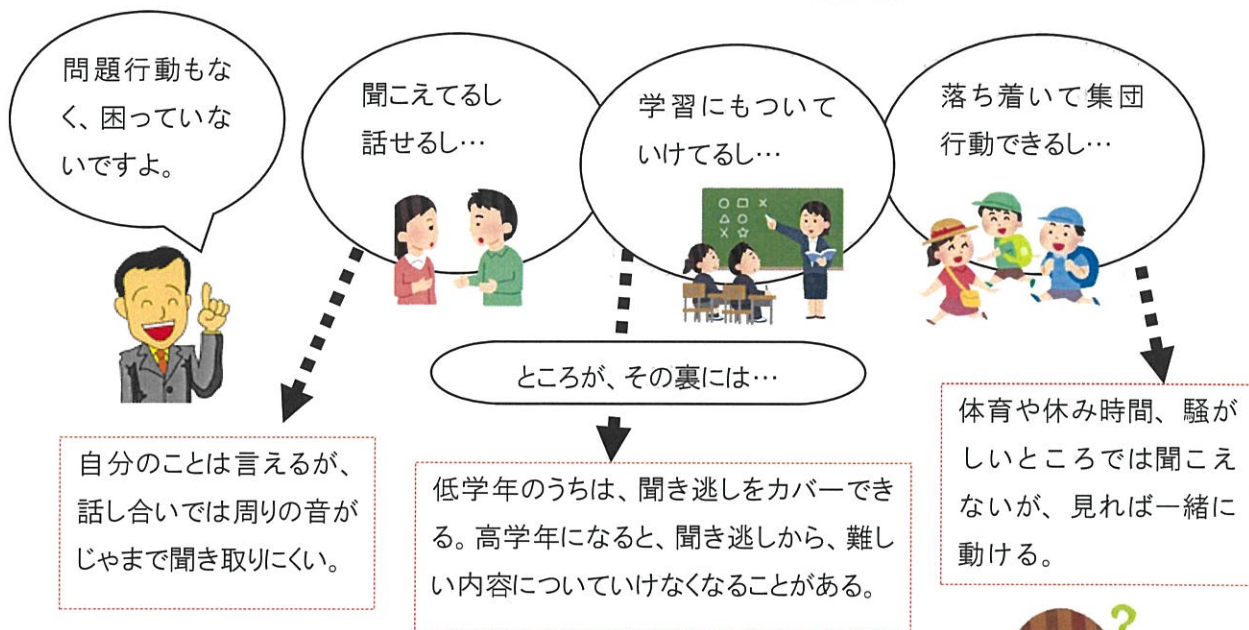
【気になることがありましたら お気軽にご相談ください】

地域支援センター 目の相談室 のびのび

教育相談専用 TEL 080-7347-3908 mail shien-gr@fcs.ed.jp
(県立視覚支援学校内 福島市森合町6番34号 TEL024-534-2574)

- <対象> 県内全域の0歳から成人までの見えにくさのある方、関係者、教員等
<内容> 電話相談 来校相談 乳幼児教室「のびのび教室」
学校等への訪問相談 教員、関係者の方を対象とした研修支援
出前授業（視覚障がい疑似体験、ユニバーサルデザイン等）
※こちらから具体的な研修・授業内容を提案することも可能です。

補聴器・人工内耳をしている子 **本当は困っています。** とも言えない、気付けない…。



100%聞こえる世界を経験していないので、

20%聞こえないと言えないんです。気付けないんです。

なんとなくできているように見えてしまう。

↳ これが、補聴器・人工内耳をしている子の表に出にくい困り感＝学びにくさ

しかし、**聞き取りやすくする工夫・学びやすくする工夫**は、すぐできます！



たった、これだけで仮に聞き逃していた 20%を 10%いや 5%に減らせます。さらに詳しいヒントは、コーディネートハンドブック(特別支援教育センター)または下記までお問い合わせください。

0歳からのきこえやことばの相談・支援を行っています。

地域支援センター

みみらんど 福島



きこえやことばで気になることがある方、お気軽にご連絡ください。
TEL・FAX 024-531-5013 (福島県立聴覚支援学校福島校内)

<支援内容>

- 教育相談 (0歳～高校生)
- 保育園・幼稚園・小中高等学校への支援 (対象:子ども、教員)
- 難聴理解出前授業

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

国立特別支援教育総合研究所は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築及び障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現寄与とすため、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究活動を核として、研修事業、情報収集・発信、理解啓発活動等を一体的に取り組んでいます。

合理的配慮の実践事例

1 インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）

インクルーシブ教育システムデータベースは、文部科学省のモデル事業において取り組まれた「[合理的配慮の実践事例](#)」について掲載するため、平成26年度に開設したデータベースです。
<R2.12.24現在>

・実践事例データベースⅠ 422件公開 ・実践事例データベースⅡ 58件公開

2 特別支援教育教材ポータルサイト（支援教材ポータル）

特別支援教育教材ポータルサイトは、大学、高等専門学校、教育委員会、民間団体等との連携により、障がいの状態や特性等に応じた教材、支援機器等の活用事例などを集約・管理し、様々な利用者等への情報共有、提供を行うため、平成26年度に開設したWebサイトです。

3 特別支援教育 研修講座コンテンツ

No	研修プログラム	コンテンツ名
1	00. 全コンテンツ	NISE学びラボに登録された全コンテンツを視聴できます
2	01. インクルーシブ教育システムについて学ぶ	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育者の推進(2) 特別支援教育者の理念と基本的な考え方 インクルーシブ教育システムの構築 合理的配慮と基礎的調整
3	02. 特別支援教育コーディネーターになったら	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育者の推進(2) 特別支援教育者の理念と基本的な考え方 多様な学びの場(2)小学校・中学校等 特別支援教育コーディネーター役割と活動を中心にした個別の指導計画の作成と活用 インクルーシブ教育システムの構築 多様な学びの場(2)小学校・中学校等
4	03. 特別支援学級(知的障害)の担任になったら	知的障害の理解と教育的対応の基本 知的障害教育における指導の工夫 各教科等における指導の工夫 知的障害教育における自立活動の指導 知的障害教育における領域・教科を合わせた指導 インクルーシブ教育システムの構築 多様な学びの場(2)小学校・中学校等
5	04. 特別支援学級(知的障害)の担任になったら	知的障害の理解と教育的対応の基本 知的障害教育における指導の工夫 各教科等における指導の工夫 知的障害教育における自立活動の指導 知的障害教育における領域・教科を合わせた指導 インクルーシブ教育システムの構築 多様な学びの場(2)小学校・中学校等
6	05. 特別支援学校の教員になったら	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育者の推進(1) 障害児教育の歴史 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育者の推進(2) 特別支援教育者の理念と基本的な考え方 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育者の推進(3) 学習指導要領と教育課程 多様な学びの場(1)特別支援学校の教育 多様な学びの場(2)小学校・中学校等 「通級による指導」の成立とその意義 多様な学びの場(2)小学校・中学校等 特別支援教育におけるカウンセリング技法 特別支援教育におけるカウンセリング技法 特別支援教育コーディネーター役割と活動を中心にした個別の指導計画の作成と活用 合理的配慮と基礎的調整 自立活動のある児童生徒の自立活動の指導 自立活動のある児童生徒の理解と指導1 一貫指導の基礎的調整 言語障害のある児童生徒の理解と指導2 言語機能の基礎的調整の進捗の遅れや傾りに関する指導 視覚障害の理解と指導 聴覚障害の理解と指導 特別支援教育における情報機器等の活用 特別支援教育における指導と学習支援 多様な学びの場(2)小学校・中学校等 インクルーシブ教育システムにおける専門性と研修 特別支援教育コーディネーター役割と活動を中心にした個別の指導計画の作成と活用 小・中学校に在籍する児童生徒への配慮が必要な児童生徒の理解 合理的配慮と基礎的調整 特別支援教育におけるカウンセリング技法 教育と福祉・医療等との連携 手帳い支援を必要としている子どもが主体となる教育計画と実施 初学期における特別支援教育の考え方 幼児期の子どもをもつ保護者のかかわり 幼児期の関係性構築 高等学級(思考期)における障害のある生徒の心理と自己理解 高等学級における校内支援体制づくり(1) 高等学級における校内支援体制づくり(2) 高等学級における特別な配慮を要する生徒への進路指導 高等学級における特別な配慮と基礎的調整 高等学級における特別支援教育に関する研修及び授業研究の進め方
7	06. 通級による指導の担当になったら	合理的配慮と基礎的調整 自立活動のある児童生徒の自立活動の指導 自立活動のある児童生徒の理解と指導1 一貫指導の基礎的調整 言語障害のある児童生徒の理解と指導2 言語機能の基礎的調整の進捗の遅れや傾りに関する指導 視覚障害の理解と指導 聴覚障害の理解と指導 特別支援教育における情報機器等の活用 特別支援教育における指導と学習支援 多様な学びの場(2)小学校・中学校等 インクルーシブ教育システムにおける専門性と研修 特別支援教育コーディネーター役割と活動を中心にした個別の指導計画の作成と活用 小・中学校に在籍する児童生徒への配慮が必要な児童生徒の理解 合理的配慮と基礎的調整 特別支援教育におけるカウンセリング技法 教育と福祉・医療等との連携 手帳い支援を必要としている子どもが主体となる教育計画と実施 初学期における特別支援教育の考え方 幼児期の子どもをもつ保護者のかかわり 幼児期の関係性構築 高等学級(思考期)における障害のある生徒の心理と自己理解 高等学級における校内支援体制づくり(1) 高等学級における校内支援体制づくり(2) 高等学級における特別な配慮を要する生徒への進路指導 高等学級における特別な配慮と基礎的調整 高等学級における特別支援教育に関する研修及び授業研究の進め方
8	07. 小学校・中学校等の管理職になったら	合理的配慮と基礎的調整 自立活動のある児童生徒の自立活動の指導 自立活動のある児童生徒の理解と指導1 一貫指導の基礎的調整 言語障害のある児童生徒の理解と指導2 言語機能の基礎的調整の進捗の遅れや傾りに関する指導 視覚障害の理解と指導 聴覚障害の理解と指導 特別支援教育における情報機器等の活用 特別支援教育における指導と学習支援 多様な学びの場(2)小学校・中学校等 インクルーシブ教育システムにおける専門性と研修 特別支援教育コーディネーター役割と活動を中心にした個別の指導計画の作成と活用 小・中学校に在籍する児童生徒への配慮が必要な児童生徒の理解 合理的配慮と基礎的調整 特別支援教育におけるカウンセリング技法 教育と福祉・医療等との連携 手帳い支援を必要としている子どもが主体となる教育計画と実施 初学期における特別支援教育の考え方 幼児期の子どもをもつ保護者のかかわり 幼児期の関係性構築 高等学級(思考期)における障害のある生徒の心理と自己理解 高等学級における校内支援体制づくり(1) 高等学級における校内支援体制づくり(2) 高等学級における特別な配慮を要する生徒への進路指導 高等学級における特別な配慮と基礎的調整 高等学級における特別支援教育に関する研修及び授業研究の進め方
9	08. すべての教職員を対象に、本人・保護者に寄り添った指導・支援のために	合理的配慮と基礎的調整 自立活動のある児童生徒の自立活動の指導 自立活動のある児童生徒の理解と指導1 一貫指導の基礎的調整 言語障害のある児童生徒の理解と指導2 言語機能の基礎的調整の進捗の遅れや傾りに関する指導 視覚障害の理解と指導 聴覚障害の理解と指導 特別支援教育における情報機器等の活用 特別支援教育における指導と学習支援 多様な学びの場(2)小学校・中学校等 インクルーシブ教育システムにおける専門性と研修 特別支援教育コーディネーター役割と活動を中心にした個別の指導計画の作成と活用 小・中学校に在籍する児童生徒への配慮が必要な児童生徒の理解 合理的配慮と基礎的調整 特別支援教育におけるカウンセリング技法 教育と福祉・医療等との連携 手帳い支援を必要としている子どもが主体となる教育計画と実施 初学期における特別支援教育の考え方 幼児期の子どもをもつ保護者のかかわり 幼児期の関係性構築 高等学級(思考期)における障害のある生徒の心理と自己理解 高等学級における校内支援体制づくり(1) 高等学級における校内支援体制づくり(2) 高等学級における特別な配慮を要する生徒への進路指導 高等学級における特別な配慮と基礎的調整 高等学級における特別支援教育に関する研修及び授業研究の進め方
10	09. 幼児期における特別支援教育	合理的配慮と基礎的調整 自立活動のある児童生徒の自立活動の指導 自立活動のある児童生徒の理解と指導1 一貫指導の基礎的調整 言語障害のある児童生徒の理解と指導2 言語機能の基礎的調整の進捗の遅れや傾りに関する指導 視覚障害の理解と指導 聴覚障害の理解と指導 特別支援教育における情報機器等の活用 特別支援教育における指導と学習支援 多様な学びの場(2)小学校・中学校等 インクルーシブ教育システムにおける専門性と研修 特別支援教育コーディネーター役割と活動を中心にした個別の指導計画の作成と活用 小・中学校に在籍する児童生徒への配慮が必要な児童生徒の理解 合理的配慮と基礎的調整 特別支援教育におけるカウンセリング技法 教育と福祉・医療等との連携 手帳い支援を必要としている子どもが主体となる教育計画と実施 初学期における特別支援教育の考え方 幼児期の子どもをもつ保護者のかかわり 幼児期の関係性構築 高等学級(思考期)における障害のある生徒の心理と自己理解 高等学級における校内支援体制づくり(1) 高等学級における校内支援体制づくり(2) 高等学級における特別な配慮を要する生徒への進路指導 高等学級における特別な配慮と基礎的調整 高等学級における特別支援教育に関する研修及び授業研究の進め方
64	10. 高等学校段階における特別支援教育	合理的配慮と基礎的調整 自立活動のある児童生徒の自立活動の指導 自立活動のある児童生徒の理解と指導1 一貫指導の基礎的調整 言語障害のある児童生徒の理解と指導2 言語機能の基礎的調整の進捗の遅れや傾りに関する指導 視覚障害の理解と指導 聴覚障害の理解と指導 特別支援教育における情報機器等の活用 特別支援教育における指導と学習支援 多様な学びの場(2)小学校・中学校等 インクルーシブ教育システムにおける専門性と研修 特別支援教育コーディネーター役割と活動を中心にした個別の指導計画の作成と活用 小・中学校に在籍する児童生徒への配慮が必要な児童生徒の理解 合理的配慮と基礎的調整 特別支援教育におけるカウンセリング技法 教育と福祉・医療等との連携 手帳い支援を必要としている子どもが主体となる教育計画と実施 初学期における特別支援教育の考え方 幼児期の子どもをもつ保護者のかかわり 幼児期の関係性構築 高等学級(思考期)における障害のある生徒の心理と自己理解 高等学級における校内支援体制づくり(1) 高等学級における校内支援体制づくり(2) 高等学級における特別な配慮を要する生徒への進路指導 高等学級における特別な配慮と基礎的調整 高等学級における特別支援教育に関する研修及び授業研究の進め方

インターネットによる講義配信

NISE 学びラボ

～ 特別支援教育eラーニング ～

2020年4月1日 リニューアルしました!

いつでもどこでも
特別支援教育に
ついて無料で学
ぶことができます

スマートフォンやタブ
レット端末にも対応



Check1

• 多様な利用環境で、より視聴しやすくなりました!
パソコン、スマートフォン、タブレット端末から、ほとんどの利用環境で無料で視聴できます。より使いやすく、視聴しやすい画面設定になりました。

Check2

• 教職員等の主体的な学びを支援します!
1.20以上の履修コンテンツや、複数の履修コンテンツを組み合わせた研修プログラムから、ご自身のニーズに応じた学習ができます。また、受講状況や視聴履歴が確認できます。

Check3

• 団体登録により研修プログラムが設定できます!
教習委員等様の機関が主催する研修等で、受講者のニーズに合わせて複数の履修コンテンツを組み合わせた研修プログラムが設定できます。修了者には視聴証明書を発行します。

URL: https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar_online

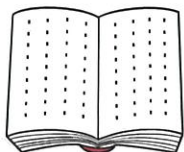


独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

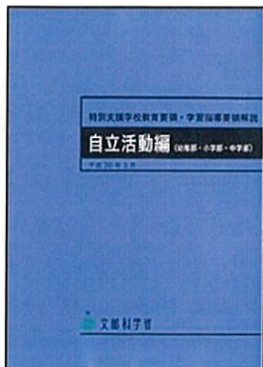


NISE 学びラボ

自立活動の指導のための個別の指導計画



- 自立活動の指導は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階等に即して指導を行うことが基本である。(特別支援学校学習指導要領解説自立活動編より)



自立活動は「個々の幼児児童生徒の実態に応じて」
目標を立て、指導していくものです。

自立活動の指導にあたっては、「個別の指導計画」を
作成することが重要になります。

「個別の指導計画」の作成にあたって、まずは、実態把握が大切になります。この実態把握に基づいて指導
目標を設定し、具体的な指導方法を考えていきます。



○実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ

例：集団の中における感情や行動を自分でコントロールする力を高めるための指導

1 個々の実態を的確に把握する

① 障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ等

- ・学級のルール等について、内容は理解しているものの実際の場面になると、自分がしたいことを優先してしまうことが多い。
- ・教科学習の理解はよく、習得も速いが、出し抜けに答えたり、友達に伝えたりしてしまう。また、テストでは解答欄を間違えるなどのうっかりミスが多い。
- ・昆虫など小動物が好きで、校庭で見つけると捕まえてくるが、突然、友達の目の前に突き付けて驚かせる。
- ・遊びやゲームなどを面白くする工夫やルールを提案することが得意だが、唐突にルールを変えようとする傾向がある。

まずは、子どもの実態について思いつくことを記入していきます。

② 収集した情報を自立活動の区分に即して整理する。

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	・前向きで活動的であるが、最近少しい自分を責めるような発言が見られる。	・他者のために役立ちたい、他者と関わりたいという気持ちは強い。	・聞くより見る方が理解しやすい。	・人や物にぶつかる、道具を使用することが苦手など、意識的に身体操作することに困難がある。	・相手の立場を意識することが難しく、自分の興味・関心を優先してしまふ。

得た情報を自立活動の内容の6つの区分で整理します。整理に悩む場合はコーディネートハンドブックP.198を参考にしてください。

収集した情報を〇〇年後の姿の観点から整理

- ・保護者は、衝動的な言動により、高い理解力を生かし切ることができないことや、また、友達との距離が離れてしまうことを心配している。(心、人)
- ・叱責や失敗体験が成功体験を上回ると、学習や生活に対する意欲や自信が低下することが考えられる。(心、人)
- ・本人の特性に応じた配慮が続けられれば、中学校に行っても本来持っている力を発揮することができるだろう。(人、環)

期間を区切り、例えば、卒業までにどのような力を、どこまで育むとよいかを想定しながら整理します。

2 実態把握に基づいて課題同士の関連と指導すべき課題の整理

- ・落ち着いた状況であれば、相手の表情や口調等から適切な判断ができることが多く、取組を認められると熱心に取り組むことから、衝動的な言動をコントロールできたときにすぐに褒めることにより、徐々に自分の言動をコントロールできるようになることが期待できる。
- ・視覚的な情報からルールを守ることの大切さを知るとともに、ルールを守ったり衝動的な言動を減らしたりすることで楽しい活動ができる経験を多く積み、自分の身体をコントロールすることで気持ちを安定させる方法を学ぶなどして、衝動的な言動を自分でコントロールする力を高める。

課題同士の関連を考えることで、課題となる行動背景、原因が予測できます。それが障がいによる困難さであり、改善・克服できる課題であれば、指導すべき課題となります。

実態把握

3 今、指導すべき目標として

・通級による指導の場において、成功体験を実感することのできる学習環境の中で、衝動的な言動をコントロールしながら、望ましいコミュニケーションや円滑な集団参加ができる。

指導すべき課題から、本人の実態及び自立活動の指導場面によって、今、指導すべき目標を決定していきます。

4 指導目標を達成させるための必要な項目選定（6区分27項目）

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
(1) 生活のリズムや生活習慣の形成 (2) 病気の状態の理解と生活管理 (3) 身体各部の状態の理解と養護 (4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整 (5) 健康状態の維持・改善	(1) 情緒の安定 (2) 状況の理解と変化への対応 (3) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	(1) 他者とのかわりの基礎 (2) 他者の意図や感情の理解 (3) 自己の理解と行動の調整 (4) 集団への参加の基礎	(1) 保有する感覚の活用 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 (3) 日常生活に必要な基本動作 (4) 身体の移動能力 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行	(1) コミュニケーションの基礎的能力 (2) 言語の受容と表出 (3) 言語の形成と活用 (4) コミュニケーション手段の選択と活用 (5) 状況に応じたコミュニケーション

自立活動の内容の6区分27項目のどの項目が関連しているかチェックしていきます。チェックがつかない項目もあります。

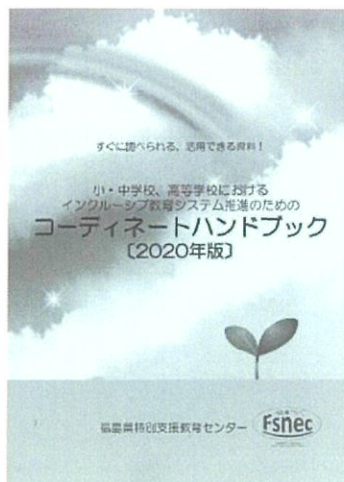
指導内容	・小集団において、ルールを守ることや負けた時の対応方法などを身に付けるため、簡単なルールのあるゲーム等に取り組む。	・学校の中で起こる様々な場面をビデオや絵で見て、その場面を、登場人物の気持ちを考えながら演じたり、ビデオ撮影等で自分の言動を客観的に見たりしながら、適切な行動を、その理由と共に話し合う中で理解する。	・気持ちを安定させるために、身体を自分で適切にコントロールできるようになる。
場面指導	教育活動全体 時間における指導	教育活動全体 時間における指導	教育活動全体 時間における指導
評価			

指導内容との関連を図り、線でつなぎます。

指導内容が、一つ、二つの場合もあります。記入欄が不足する場合は追加してください。

授業時間を設定して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても自立活動と密接な関連を図る必要があります。

特別支援学校学習指導要領解説自立活動編より一部抜粋
特別支援教育センター発行コーディネートハンドブック〔2020年版〕より一部抜粋



「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編」では、実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例や事例が示してあります。



さらに、特別支援教育センター発行コーディネートハンドブック〔2020年版〕に記入例等が詳しく掲載されています。特別支援教育センターホームページからもダウンロードできます。

特別な支援を必要とする児童に関する進学時の引継ぎについて(例)

本例は、ある中学校区で行われている引継ぎの実践、関係法令、文献等を基に作成しました。

1 引継ぎのねらい

- (1) 中学校進学に際し、本人・保護者の理解と承諾の得られた特別な支援を必要とする児童について、小学校から中学校に必要な情報を引き継ぐことにより、切れ目のない学びと支援を提供できるようにする。
- (2) 本人、保護者の中学校における生活に対しての不安等を丁寧に聞き取り、必要に応じて学校見学や中学校での教育相談を実施し、見通しをもち、安心して中学校進学を迎えられるようにする。

2 引継ぎに関する留意点

- (1) 小学校及び中学校の校長は相互に連携を図り、特別な支援を必要とする児童に関する引継ぎを確実、丁寧に行えるよう年間計画に位置付ける。
- (2) 校長の指示の下、小学校及び中学校の特別支援教育コーディネーター(Co)を中心に準備し、実施する。
- (3) 特別支援学級及び通級による指導教室に在籍する児童に関しては、本人、保護者の理解と承諾の下、引継ぎを行うこと。引継ぎには、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」、記録等を活用するよう努める。
- (4) 通常の学級に在籍する児童で、特別な支援を必要とする児童に関しては、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の有無に関わらず、本人、保護者の理解と承諾の下、引継ぎを行う。
- (5) スクールカウンセラー(SC)を適宜活用する。
- (6) 引継ぎに際して、保護者の同席などについても、臨機に対応する。

3 引継ぎ日程及び役割等について…別紙(次項)

<関係法令・通知等>

- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について
(平成 30 年 8 月 27 日付け 30 文科第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)
- 教育と福祉の一層の連携等の推進について
(平成 30 年 5 月 24 日付け 30 文科初第 357 号・障発 0524 第 2 号文部科学省初等中等教育課長
及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)

<引用・参考文献等>

- ※ 小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 総則編
- ※ 中学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 総則編
- ※ 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン
(平成 29 年 3 月 文部科学省)

引継ぎ日程及び役割等について

月・日程	○小学校が行うこと	■中学校が行うこと
1学期初 夏季休業 2学期初	<p>○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・承諾・評価・見直し</p> <p>○日程、内容等の打合わせ</p> <p>6年生ケース会議</p> <p>○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等を基に行う</p> <p>進学に向けての教育相談</p> <p>○個別懇談週間、普段の懇談等を活用</p> <p>○本人・保護者の不安等の確認</p> <p>○中学校参観・中学校での教育相談希望確認</p> <p>本人・保護者</p> <p>○場合によっては担任等同行</p> <p>6年生ケース会議</p>	<p>■日程、内容等の打合わせ</p> <p>Co・SC等の参加</p> <p>■児童の実態を把握する</p> <p>■中学校での情報共有</p> <p>小学校での授業参観</p> <p>■授業を参観しての児童の見取り</p> <p>■小学校との情報共有</p> <p>■Co・SC等による</p> <p>■中学校での情報共有</p> <p>学校見学 教育相談</p>
3学期	<p>○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の評価・見直し</p> <p>※合理的配慮の確認を確実にを行う</p> <p>○引継ぎ資料の作成</p> <p>担任・Co参加</p>	<p>引継ぎ会</p>
3月	<p>○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」、記録等による引継ぎ</p>	<p>※新しい学びの場で提供可能な合理的配慮の再検討・引継ぎ</p> <p>校内での情報共有</p> <p>■ケース会議等に参加を依頼するなど、必要に応じて小学校と連携</p>
4月	<p>○中学校からの依頼を受け、ケース会議等に参加</p>	

特別支援教育に関する相談・研修支援要請について

県北教育事務所

「切れ目のない支援体制整備事業」
をご活用ください！



【まず電話でご相談ください】

県北教育事務所 024-521-2818
学校教育課指導主事 特別支援教育担当 今野 義光



特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援・研修支援を行います

学校等からの相談内容やニーズに応じて、その専門性を有した県北域内の県立特別支援学校の教員を派遣します。

視覚支援学校、聴覚支援学校福島校、大笹生支援学校、須賀川支援学校
医大校が、県北教育事務所や特別支援教育センターと連携しながら支援し
ます。肢体不自由については、郡山支援学校からの派遣も可能です。

<こんなことができます!>

- 発達や学習・行動面で気になる幼児児童生徒のつまずきの背景・要因に応じた支援、障がいや病気により配慮が必要な幼児児童生徒の対応に関する助言（ケース会議による支援策や合理的配慮の検討、入院している児童生徒の学習保障や退院後の配慮についての相談等）
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用支援
- 特別支援学級・通級指導教室の授業づくり等に関する助言（授業の構想、教材教具、教育課程に関する支援、障がいのある幼児児童生徒の学びの場や進路についての情報提供等）
- 見え方、聞こえ方、学びにくさの評価や疑似体験、総合的な学習の時間等における障がい理解に関する授業支援
- 特別支援教育に関する教員の研修（ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり等）

電話後、申込み手続きから支援実施までの流れは？

市町村立幼稚園・小・中学校の場合

県北教育事務所のホームページからも依頼様式をダウンロードすることができます。

- ① 市町村教育委員会に、書面で申込みます。
- ② 市町村教育委員会より県北教育事務所へ依頼が届きます。
- ③ 教育事務所より当該特別支援学校に教員の派遣を要請します。
- ④ 当該特別支援学校から依頼主の学校等に連絡し、日程調整等を行います。
- ⑤ 特別支援学校教員が当該学校等を訪問し、支援を行います。

高等学校、保育所、私立幼稚園・保育所・学校の場合

- ① 県北教育事務所に、書面で申込みます。
- * ③～⑤までの流れは、市町村立学校等と同じです。

要請内容によっては、県北教育事務所指導主事が相談や指導助言を行います

対応困難な事例、他機関との連携等の相談に応じます。また、授業研究会や校（園）内研修等での指導助言、「個別の教育支援計画・指導計画」の作成・活用や教育課程の編成等に関する指導助言を行います。

電話後、書面での派遣申請をお願いします。